

令和3年12月 8日

生徒(保護者) の皆さんへ

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

都城西高等学校

初冬の候 保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。また日頃より本校の教育活動に際し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在本県においては新型コロナウイルス感染の収束状況が見られます。また一方ではオミクロン株の感染拡大が懸念されており、今後の判断が注視されるところです。そのような状況下において本校でも発熱等はどう対処すべきか検討を重ねてきました。そこで、各高校の状況も踏まえ、以下のような対応となりますので、ご確認の上、ご理解・御協力を宜しく願います。

1 発熱等の風邪症状があり、出停となる場合について

- ・ 都城市・三股町が感染確認地域に指定された場合(12 / 7 現在では宮崎市が該当)
- ・ 国や県から新たな通知が届き対応を指定された場合(12 / 2 付けで「オミクロン株に対する水際措置の強化について」は届いていますが対応についての指定はありません)

※風邪症状は、くしゃみや鼻水、鼻づまりの症状、せきやたん、のどの痛みの症状に加え、発熱や寒気、頭痛、筋肉痛、関節痛等を指します。その他の症状で区別しにくい場合は相談ください。なお、早期治療の観点から病院での受診をお勧めします。

2 症状はないが不安があり、出停となる場合について

- ・ 県外(滞在中やその前後も含め、感染が確認された地域)への往来(本人)がある場合
- ・ 都城市・三股町が感染確認地域に指定され、家族に高齢者や基礎疾患のある方がおられる場合
- ・ 諸事情により職場から家族等への要請がある場合

3 上記の対応期間

令和3年12月13日(月)以降の対応とします。

対応の変更等については今後の状況を踏まえ、変更が生じた場合に連絡します。

4 その他

文科省からの通知の中では感染が治まっている地域においては登校の不安を抱かれています。ご家庭においても学校側の対応を説明し理解を求めると記してあります。

文部科学省が示している出席停止の取り扱いの文章の中では「感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」となっておりますので宜しくお願いいたします。